(公社)日本精神科病院協会
'20.10.05
収　号

医政地発０９３０第５号
令和２年９月３０日

公益社団法人 日本精神科病院協会　会長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

令和２年度病床機能報告の実施について

標記について、別添のとおり、各医療機関に対し周知しましたので、ご了知の上、各医療機関の報告が円滑に行われますようご配慮願います。

（別添１）

令和２年９月

病床機能報告制度対象医療機関　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和２年度病床機能報告の実施について

平素から医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13の規定に基づき、病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院）という。）は、毎年７月１日時点における病床の機能と2025年の病床の機能の予定、入院患者に提供する医療の内容等を都道府県知事に報告することとしています。

報告は、調査専用サイトから実施していただきます。各医療機関におかれましては、添付のマニュアル等をご確認の上、期限までに報告を実施いただきますようお願いいたします。

【同封資料】

・病床機能報告に関する作業の概要
・令和２年度病床機能報告マニュアル①
・令和２年度病床機能報告マニュアル②
・令和２年度病床機能報告「報告対象外医療機関」申告書・記入要領
・令和２年度病床機能報告 紙媒体入手希望申請書・記入要領
・ＩＤ・パスワード通知書（兼送付状）
・返信用封筒

【病床機能報告調査専用サイト】　※2020年10月１日開設

URL：https://byousyoukinouhr2.azurewebsites.net

【照会窓口】

厚生労働省「令和２年度病床機能報告」事務局（委託先：株式会社三菱総合研究所） 疑義照会窓口
電話（フリーコール）０１２０－９８９－４５９［平日 9:30~17:30 受付］ **FAX 番号：０３－６８２６－５０６０［24 時間受付］** ※ FAX でのお問い合わせの際は、医療機関ＩＤ、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載のうえ、お問い合わせください。

裏面もご確認ください⇒

【医療機能の選択について】

病床機能報告においては、各病棟の病床が担う医療機能を選択し、ご報告いただきます。

医療機能の選択にあたっての基本的な考え方及び留意点については、同封した「令和２年度病床機能報告マニュアル①」に記載しておりますのでご参照ください。

特に、高度急性期・急性期に関連する医療を全く提供していない病棟については、高度急性期機能及び急性期機能以外の医療機能を適切に選択していただくようお願いします。

【報告様式２について】

令和２年度については、新型コロナウイルス感染症対応下であること、また令和３年度病床機能報告において診療実績の通年化（令和２年４月から令和３年３月の診療実績の報告）が検討されていることから、レセプト情報による診療実績の報告を求めないこととなりました。従って、レセプト情報による診療実績の報告、すなわち報告様式２による報告は実施しません。

令和２年度病床機能報告に関する作業の概要

・本資料は、病床機能報告に係る作業の全体像を確認いただくことを目的に、報告マニュアル等に記載された内容を簡易的に示したものです。
・実際の報告に当たっては、報告マニュアル等をお目通しの上で作業いただきますようお願いいたします。

1. 報告様式と報告期限の全体像

報告いただく様式	報告様式１
報告期間 （提出期限）	提出期間： **令和２年10月1日（木）～11月30日（月）** ※ご提出いただいた報告内容に疑義がある場合には、修正と再提出（12月1日以降）をご依頼することがあります。

※令和２年度病床機能報告では、報告様式２による報告の実施はありません。

2. 作業フローの全体像

STEP１ ～本日よりご対応いただきたいこと～

・下記のA、Bのいずれかに該当するかどうかを確認してください。
A: 報告対象医療機関に該当しない場合（注1）
B: インターネット環境が整っていないためWEBフォームを用いて報告できない医療機関等、紙媒体での報告を希望する場合
・該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いいたします。
Aに該当: **11月30日（月）**までに、同封の「令和２年度病床機能報告「報告対象外医療機関」申告書」をご提出ください。
Bに該当:「令和２年度 病床機能報告 紙媒体希望申告書」をご提出ください。（注2）

（注1）報告対象医療機関の定義については、報告マニュアル②の２ページをご参照下さい。
なお、昨年度から定義の変更はありません。
（注2）記入方法等については「紙媒体希望申告書 記入要領」をご参照下さい。

STEP２ ～10月１日（木）よりご対応いただきたいこと～

・令和２年度から、原則、調査専用サイト上のWEBフォームを用いてご報告いただきます。
・10月１日（木）に、報告用WEBサイト（調査専用サイト）を開設します。
・調査専用サイトにアクセスし、WEBフォームにて入力作業を開始してください。
・提出も調査専用サイト上で行うことが可能です。
・調査専用サイトのURLおよびログインID、パスワードは送付状に記載されています。

STEP３ ～11月30日（月）までにご対応いただきたいこと～

・10月１日（木）より、調査専用サイト上で報告様式の受付を開始します。
・11月30日（月）までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。

STEP４ ～12月1日（火）よりご対応いただきたいこと～

・提出いただいた報告様式に疑義がある場合には、事務局よりお問合せすることがあります。
・修正が必要な場合には、12月31日（木）までに修正を完了し、提出をお願いします。
※12月28日（月）以降に提出いただいた場合、事務局からのご連絡は年明け以降になります。

医療法に
基づく義務です

令和2年度 病床機能報告 報告マニュアル ＜①基本編＞

※本書では医療機能の選択にあたっての考え方について記載しています。

目　次

1．病床機能報告の基本的な考え方 …… 1

2．病院 …… 1

2－1．各病棟の病床が担う医療機能について …… 1

2－2．ご報告いただく医療機能の時期 …… 4

2－3．医療機能の選択にあたっての基本的な考え方 …… 4

2－4．医療機能の選択における留意点 …… 5

2－5．病棟の統廃合等を予定している場合の留意点 …… 6

3．有床診療所 …… 7

3－1．有床診療所における医療機能について …… 7

3－2．有床診療所の病床の役割として担っている機能について …… 7

（参考）病床機能報告制度の概要 …… 8

令和２年９月

厚生労働省

１．病床機能報告の基本的な考え方

病床機能報告は、医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることが目的です。各医療機関においては、その有する病床において主に担っている医療機能を自主的に選択し、病棟単位で、その医療機能について、都道府県に報告してください。回復期機能を担う病床が各構想区域で大幅に不足しているとの誤解が生じないよう、病床機能報告にあたっては、例えば、「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、現状において、リハビリテーションを提供していなくても回復期機能を選択できることや、回復期機能について、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみに限定するものではないことに留意し、適切な病床機能を選択することが重要です。

なお、病床機能報告の結果について、医療機能や供給量を把握するための目安として、地域医療構想調整会議で活用する際は、病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量とを単純に比較するのではなく、詳細な分析や検討を行った上で協議が行われるよう、厚生労働省としても引き続き、先行している県の取り組みを紹介する等の技術的な支援を行っていきます。

２．病院

２－１．各病棟の病床が担う医療機能について

病床機能報告においては、**病棟ごと**に病床が担う医療機能をご報告いただきます。各医療機関のご判断で、下表の４つの中から**１つ**ご選択ください。

なお、看護人員配置別に設定されている入院基本料と病床機能報告上の医療機能との関係については、看護人員配置が手厚いほど医療密度の濃い医療を提供することが期待されて診療報酬が設定されておりますが、病床機能報告においては、看護人員配置が手厚い場合であっても、実際に提供されている医療機能を踏まえて報告するものです。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○　急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに高度急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など実際に提供されている医療内容の観点から、高度急性期機能と判断されるものについて適切に報告すること。 ・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１～３） ・特定機能病院入院基本料（一般７対１入院基本料） ・専門病院入院基本料（一般７対１入院基本料） ※ 高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ﾊｲｹｱﾕﾆｯﾄ、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室など、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟 ※ 算定する特定入院料の例 ・救命救急入院料（救命救急入院料１～４） ・特定集中治療室管理料（特定集中治療室管理料１～４） ・ﾊｲｹｱﾕﾆｯﾄ入院医療管理料（ﾊｲｹｱﾕﾆｯﾄ入院医療管理料１～２） ・脳卒中ｹｱﾕﾆｯﾄ入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料（新生児特定集中治療室管理料１～２） ・総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料、新生児集中治療室管理料） ・新生児治療回復室入院医療管理料
急性期機能	○　急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 ※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、特定の入院基本料を算定していることをもって、ただちに急性期機能であることを示すものではない。医療資源投入量など、実際に提供されている医療内容の観点から急性期機能と判断されるものについて適切に報告すること。 ・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料１～７） ・特定機能病院入院基本料（一般７対１入院基本料、一般１０対１入院基本料） ・専門病院入院基本料（一般７対１入院基本料、一般１０対１入院基本料） （・一般病棟入院基本料（地域一般入院料１～２） ・専門病院入院基本料（一般１３対１入院基本料）） ※ 算定する特定入院料の例 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア病棟入院料１～４、地域包括ケア入院医療管理料１～４）
回復期機能	○　急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○　特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ＡＤＬの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能） ※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など、実際に提供されている医療内容の観点から回復期機能と判断されるものについて適切に報告すること。 ・一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4～７、地域一般入院料１～３） ・特定機能病院入院基本料（一般１０対１入院基本料） ・専門病院入院基本料（一般１０対１入院基本料、一般１３対１入院基本料） ※ 算定する特定入院料の例 ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア病棟入院料１～４、地域包括ケア入院医療管理料１～４） ・回復期リハビリテーション病棟入院料（回復期リハビリテーション病棟入院料１～６）

慢性期機能	○　長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○　長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 ※ 以下の入院基本料の算定病棟を含め、医療資源投入量など、実際に提供されている医療内容の観点から慢性期機能と判断されるものについて適切に報告すること。 ・一般病棟入院基本料（地域一般入院料１～３） ・専門病院入院基本料（一般１３対１入院基本料） ・療養病棟入院基本料（療養病棟入院料１～２） ※ 算定する特定入院料の例 ・特殊疾患入院医療管理料 ・特殊疾患病棟入院料（特殊疾患病棟入院料１～２） ・地域包括ケア病棟入院料（地域包括ケア病棟入院料１～４、地域包括ケア入院医療管理料１～４）

２－２．ご報告いただく医療機能の時期

各病棟の病床が担う医療機能は、下表に示す時点ごとに、それぞれ選択し、ご報告いただきます。

※　平成 30 年度の病床機能報告から、2025 年時点の医療機能の報告が必須となりました。

時点	回答の仕方
2020（令和２）年７月１日時点の機能	2020（令和２）年７月１日時点で当該病棟が担う医療機能について、いずれか１つ選択してご記入ください。
2025年７月１日時点の機能（必須）	2025 年７月１日時点で当該病棟が担う予定の医療機能について、いずれか１つ選択してご記入ください。
2025年７月１日時点の病床数（必須）	2025 年７月１日時点で当該病棟に予定している病床数について、ご記入ください。
2025 年７月１日までに変更予定がある場合	2025 年７月１日時点の病床の機能の予定に向けて、変更予定がある場合は、その変更予定年月、変更後の機能、変更後の病床数についてもご記入ください。

２－３．医療機能の選択における基本的な考え方

病床機能報告においては、病棟が担う医療機能をいずれか１つ選択して報告することとされていますが、実際の病棟には様々な病期の患者が入院していることから、下図のように当該病棟において**最も多くの割合を占める患者に相当する機能を報告することを基本とします。**

なお、病床機能報告は、医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握し、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的として行われるものであり、**病床機能報告においていずれの医療機能を選択されても、診療報酬上の入院料等の選択等に影響を与えるものではありません。**

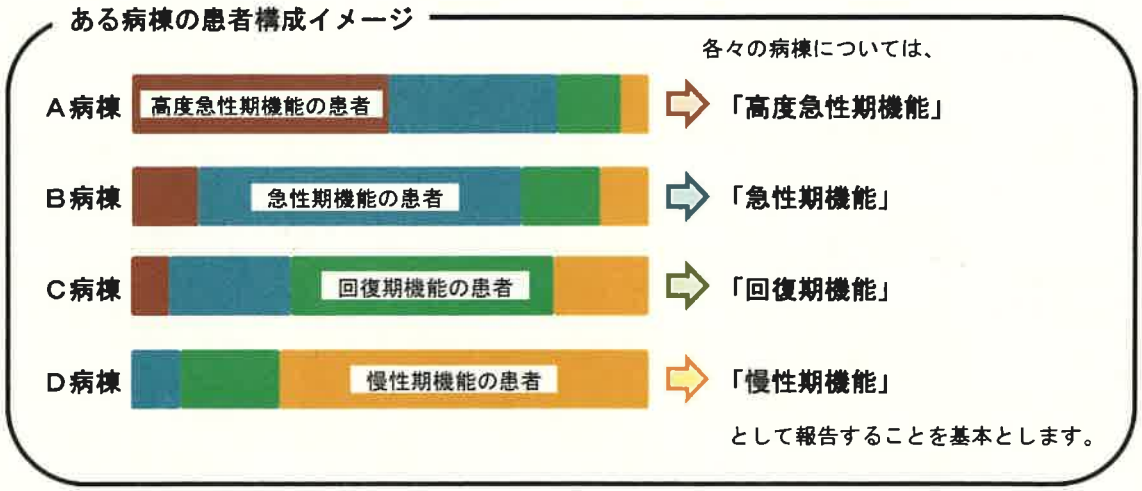

２－４．医療機能の選択における留意点

診療報酬上では、看護人員配置が手厚いほど医療密度の濃い医療を提供することが期待されて点数が設定されておりますが、病床機能報告においては、看護人員配置が手厚い場合であっても、実際に提供されている医療機能を踏まえてご報告いただきます。

○　下表に掲げる高度急性期・急性期に関連する医療を全く提供していない病棟については、高度急性期機能及び急性期機能以外の医療機能を適切に選択してください。なお、下表に掲げる医療を全く提供していないにもかかわらず、高度急性期機能又は急性期機能と報告される場合は、下表に掲げるもの以外にどのような医療行為を行ったのかを別途、ご報告いただく必要があります。

高度急性期・急性期に関連する医療行為は、以下に掲げるもの。

カテゴリ	具体的な項目名		
分娩	分娩（正常分娩、帝王切開を含む、死産を除く）		
幅広い手術	手術（入院外の手術、輸血、輸血管理料は除く）	全身麻酔の手術	人工心肺を用いた手術
	胸腔鏡下手術	腹腔鏡下手術	
がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療	悪性腫瘍手術	病理組織標本作製	術中迅速病理組織標本作製
	放射線治療	化学療法	がん患者指導管理料 イ及び ロ
	抗悪性腫瘍剤局所持続注入	肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入	超急性期脳卒中加算
	脳血管内手術	経皮的冠動脈形成術	入院精神療法（Ｉ）
	精神科リエゾンチーム加算	認知症ケア加算１	認知症ケア加算２
	精神疾患診療体制加算１及び２	精神疾患診断治療初回加算（救命救急入院料）	
重症患者への対応	ハイリスク分娩管理加算	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅱ）	救急搬送診療料
	観血的肺動脈圧測定	持続緩徐式血液濾過	大動脈バルーンパンピング法
	経皮的循環補助法（ﾎﾟﾝﾌﾟｶﾃｰﾃﾙを用いたもの）	補助人工心臓・植込型補助人工心臓	頭蓋内圧持続測定（３時間を超えた場合）
	人工心肺	血漿交換療法	吸着式血液浄化法
	血球成分除去療法		
救急医療の実施	院内トリアージ実施料	夜間休日救急搬送医学管理料	救急医療管理加算１及び２
	在宅患者緊急入院診療加算	救命のための気管内挿管	体表面ペーシング法又は食道ペーシング法
	非開胸的心マッサージ	カウンターショック	心膜穿刺
	食道圧迫止血チューブ挿入法		
全身管理	中心静脈注射	呼吸心拍監視	酸素吸入
	観血的動脈圧測定（１時間を超えた場合）	ドレーン法、胸腔若しくは腹腔洗浄	人工呼吸（５時間を超えた場合）
	人工腎臓、腹膜灌流	経管栄養・薬剤投与用カテーテル交換法	

○ **特定機能病院における病棟については、一律に高度急性期機能を選択するものではありません。**「２－３．医療機能の選択における基本的な考え方」をご参考のうえ、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。

○ **「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、現状において、リハビリテーションを提供していなくても回復期機能を選択できる**こととされています。回復期機能については、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみに限定するものではありません。

○ 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択してください。

２－５．病棟の統廃合等を予定している場合の留意点

医療機能は、現状のみならず「2025 年７月１日時点における病床の機能の予定」についてもご報告いただきます。その際、今後、病棟構成の変更（医療機関の統合を含む）を予定している場合は、以下の点にご留意ください。

- 今後、病棟再編などにより現在の病棟を複数に分割する場合には、分割時に多く残す機能のご予定を「2025 年７月１日時点における病床の機能の予定」としてご報告ください。
- 病棟の統合予定がある場合は、統合前の全ての病棟について、「2025 年７月１日時点における病床の機能の予定」には同一の医療機能を選択し、自由記入欄に「○年○月に○○病棟、○○病棟と統合予定」など、コメントをご記入ください。
- 病院の統合予定がある場合も同様に、現時点でご回答いただける範囲で、「2025 年７月１日時点における病床の機能の予定」について、病棟ごとにご回答ください。その際、自由記入欄にも、状況について詳細にご記入ください。

3．有床診療所

3－1．有床診療所における医療機能について

有床診療所については、施設全体を**1病棟**と考え、**施設単位**でご報告いただきます。医療機能については、下表の４つの中から１つをご選択ください。

※　有床診療所には様々な患者が入院していることを踏まえてご回答ください。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急 性 期 機 能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回 復 期 機 能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ＡＤＬの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢 性 期 機 能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

有床診療所は、病床数が 19 床以下と小規模であり、また、地域の医療ニーズに対応して多様な役割を担っていることを踏まえ、以下のような機能の選択の例が考えられます。

（例）

- 産科や整形外科等の単科で手術を実施している有床診療所 → 急性期機能
- 在宅患者の急変時の受入れや急性期経過後の患者の受入れ等、幅広い病期の患者に医療を提供している有床診療所 → 急性期機能又は回復期機能のいずれか
- 病床が全て療養病床の有床診療所 → 慢性期機能

3－2．有床診療所の病床の役割として担っている機能について

有床診療所については、医療機能とは別に、有床診療所の病床の役割として担っている機能について、次の①～⑤よりご選択のうえ、ご報告いただきます（複数選択可）。

① 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受け渡し機能
② 専門医療を担って病院の役割を補完する機能
③ 緊急時に対応する機能
④ 在宅医療の拠点としての機能
⑤ 終末期医療を担う機能

（参考）病床機能報告制度の概要

病床機能報告制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づいて実施する制度です。

＜参考＞

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三 （略）

2 （略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3 （略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

2・3 （略）

4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第九十二条 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、事務作業の効率化のため、厚生労働省は株式会社三菱総合研究所に、事務局機能、全国共通サーバの整備等を一部業務委託しています。

医療法に
基づく義務です

令和
2
年度

病床機能報告
報告マニュアル＜②手順編＞

目　次

1．病床機能報告制度について 1
1－1．病床機能報告制度の概要 1
1－2．報告対象となる医療機関の範囲 2
1－3．報告対象となる病棟の範囲 3

2．報告様式の入手から提出までの流れ 4
2－1．報告様式の種類 4
2－2．報告までの流れ 4
2－3．報告における留意点 6
2－4．報告期限 6

3．報告項目の概要 7
3－1．報告様式１における報告項目の概要 7

4．具体的な事務手続 8
4－1．報告様式等の入手 8
4－2．報告様式の記入・不備の確認 11
4－3．報告様式の提出 11

5．疑義照会窓口 12

令和２年９月

厚生労働省

１．病床機能報告制度について

１－１．病床機能報告制度の概要

病床機能報告制度とは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により改正された医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 13 に基づいて実施する制度です。

<参考>

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三 （略）

２ （略）

六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

３ （略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第三十条の十三 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

一 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）

二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）

三 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容

四 その他厚生労働省令で定める事項

２・３ （略）

４ 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

５ 都道府県知事は、病床機能報告対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病床機能報告対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

６ 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた病床機能報告対象病院等の開設者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第九十二条 第三十条の十三第五項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、事務作業の効率化のため、厚生労働省は株式会社三菱総合研究所に、事務局機能、全国共通サーバの整備等を一部業務委託しています。

１－２．報告対象となる医療機関の範囲

１） 報告対象となる医療機関

令和２年７月１日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）は、報告対象です。

※　許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の医療機関、健診や治験、母体保護法にもとづく利用のみで診療報酬請求を行っていない医療機関も報告対象となります。

ただし、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）であっても、下記２）における「ｃ．」、「ｄ．」、「ｅ．」に該当する場合は報告対象外となります。

※　一般開放している場合は、自衛隊病院等も報告対象となります。

２） 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和２年度病床機能報告の実施依頼があった医療機関において**報告対象外に該当する場合は、「報告対象外医療機関」申告書記入要領に従って「報告対象外医療機関」申告書の所定項目にご記入のうえ、11月30日（月）まで（必着）に事務局あてにご提出ください。**

ａ．一般病床・療養病床を有していない医療機関

※ 許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関

ｂ．都道府県に全許可病床を返還済み又は令和３年３月31日までに返還予定（無床診療所に移行予定）である医療機関

ｃ．特定の条件に該当する医療機関

○　刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）

○　特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの（地域における病床の機能分化・連携の推進の対象とはならないものであるため、病床機能報告を省略しても差し支えありません。）

※　一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

ｄ．休院・廃院済み又は令和３年３月31日までに休院・廃院予定である医療機関

ｅ．令和２年７月２日以降に新たに開設した医療機関

１－３．報告対象となる病棟の範囲

１） 病院における報告対象病棟

病床機能報告では、病院の各病棟における看護体制の１単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（※）を算定する治療室・病室については、**当該施設基準の要件を満たす体制の１単位をもって病棟として取り扱う**ものとします。

※　特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料４、地域包括ケア入院医療管理料１～４を算定する場合は除きます。

病院においては、医療法第７条第１項から第３項にもとづいて開設許可を受けている一般病床・療養病床を有する病棟のみが報告対象となります。また、許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟の場合は、休棟中の病棟であっても「病棟票」の作成が必要となります。

精神病床のみの病棟等は報告不要ですが、その場合にも「施設票」には、一般病床・療養病床以外の病床を含む貴院の全病床を対象としてご回答ください。なお、基準病床数制度において特例とされている特定の病床等も含めてご報告ください。

２） 有床診療所における報告対象病棟

有床診療所については施設全体を**１病棟**と考え、**施設単位**でご報告ください。

また、有床診療所においては「医療機能」、「有床診療所の病床の役割」、「病床数」、「人員配置」、「入院患者数」、「具体的な医療の内容に関する項目」等の一定の項目に限りご報告が必須となり、それ以外の項目については任意項目となります。なお、全病床が休床中である有床診療所においても、下記にしたがってご報告いただく必要があります。

【全病床が休床中である有床診療所の報告方法】

①以下のいずれか又は両方に該当する場合は 、全ての必須項目について報告する必要があります。
・令和２年 ７ 月 １ 日時点で地方厚生（支）局長への入院基本料の届出がある場合
・令和元年 ７ 月 １ 日～令和２年 ６ 月 30 日の期間に稼働病床がある場合

②入院基本料の届出がなく、過去１年間の稼働病床がない有床診療所は、「報告様式１」においては以下の項目の報告は不要ですが、それ以外の必須項目については報告が必要です。

- 「７．職員数」のうち、「②入院部門の職員数」
- 「９．入院患者数の状況」

※　「５．許可病床数・稼働病床数」のうち、稼動病床数は必須項目ですが、当該欄にゼロを記入する場合でも、今後、稼働の予定がある場合や、その他入院患者の受入れを再開する可能性がある等の場合は、必要に応じて自由記入欄にその旨をご記入ください。

2．報告様式の入手から提出までの流れ

2－1．報告様式の種類

ご提出いただく様式は、「報告様式１」の1種類になります。

また、今年度より調査専用 WEB サイト上のフォームにてご報告いただくことが可能になりました。なお、紙媒体をご希望される医療機関は紙媒体によるご提出も引き続きご選択いただけます。

報告様式の種類		報告項目
報告様式１	病院用[基本票・施設票・病棟票]	Ⅰ 各病棟の病床が担う医療機能 Ⅱ その他の具体的な項目 Ⅲ 構造設備・人員配置等に関する項目 等
	有床診療所用	

2－2．報告までの流れ

報告様式１の入手方法と提出方法（概要）は以下のとおりです。詳細は該当ページを参照してください。

		入手方法	提出方法
WEBサイト上のフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒	調査専用サイト上で直接入力 （P.８参照）	調査専用サイト上で報告 （P.８，11参照）
紙の様式を希望する医療機関	⇒	紙媒体入手希望申告書を提出 （P.11参照）	記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送（P.12参照）

病床機能報告に関する作業の概要

1. 報告様式と報告期限の全体像

報告いただく様式	報告様式１
報告期間 （提出期限）	提出期間： **令和２年10月1日（木）～11月30日（月）** ※ご提出いただいた報告内容に疑義がある場合には、修正と再提出（12月1日以降）をご依頼することがあります。

2. 作業フローの全体像

STEP１ ～本日よりご対応いただきたいこと～

・下記のA、Bのいずれかに該当するかどうかを確認してください。
　A: 報告対象医療機関に該当しない場合（注1）
　B: インターネット環境が整っていないためWEBフォームを用いて報告できない医療機関等、紙媒体での報告を希望する場合
・該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いいたします。
　Aに該当: **11月30日（月）**までに、同封の「令和２年度病床機能報告「報告対象外医療機関」申告書」をご提出ください。**STEP2以降のご対応は不要です。**
　Bに該当:「令和２年度 病床機能報告 紙媒体希望申告書」をご提出ください。（注2）

（注1）報告対象医療機関の定義については、報告マニュアル②の２ページをご参照下さい。
　　なお、昨年度から定義の変更はありません。
（注2）記入方法等については「紙媒体希望申告書 記入要領」をご参照下さい。

STEP２ ～10月１日（木）よりご対応いただきたいこと～

・令和２年度から、原則、調査専用サイト上のWEBフォームを用いてご報告いただきます。
・10月１日（木）に、報告用WEBサイト（調査専用サイト）を開設します。
・調査専用サイトにアクセスし、WEBフォームにて入力作業を開始してください。
・提出も調査専用サイト上で行うことが可能です。
・調査専用サイトのURLおよびログインID、パスワードは送付状に記載されています。

STEP３ ～11月30日（月）までにご対応いただきたいこと～

・10月１日（木）より、調査専用サイト上で報告様式の受付を開始します。
・11月30日（月）までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。

STEP４ ～12月1日（火）よりご対応いただきたいこと～

・提出いただいた報告様式に疑義がある場合には、事務局よりお問合せすることがあります。
・修正が必要な場合には、12月31日（木）までに修正を完了し、提出をお願いします。
　※12月28日（月）以降に提出いただいた場合、事務局からのご連絡は年明け以降になります。

2－3．報告における留意点

本マニュアルの送付状に記載されている「医療機関ＩＤ」・「パスワード」は、ご報告、修正の際に必要となります 。**令和３年３月末まで大切に保管してください。**

また、報告様式１を提出した後に報告内容に修正があった場合は 、当該部分をご修正のうえ、再度ご提出ください。

※同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を正式なデータとして取り扱います。

報告様式１には、「病院用」の様式（基本票・施設票・病棟票で構成）と「有床診療所用」の様式（有床診療所票で構成）があります。貴院の施設種類に応じて正しい様式をご選択のうえ、ご報告ください。

2－4．報告期限

報告様式１の報告期限

報告様式１の締め切りは、**11月30日（月）（必着）**です（10月１日（木）受付開始）。提出された報告内容においてデータ不備が確認された場合、随時、事務局からデータ不備内容の修正依頼を行います。報告様式１において、報告担当者のメールアドレスをご記入いただいている場合は、原則、Eメールによるご連絡となります（無記入やご連絡がとれない場合等は電話）。データ不備の修正については、**12月31日（木）まで（必着）**に事務局あてにご提出ください。

※　データ不備の修正においては、修正箇所のみでなく、報告様式一式を再提出いただく必要があります。

3．報告項目の概要

3－1．報告様式１における報告項目の概要

※　詳細は「報告様式１記入要領」をご覧ください。

1）「Ⅰ 医療機能の選択における考え方」について

※　報告マニュアル①基本編をご参照ください。

2）「Ⅱ その他の具体的な項目」の「①構造設備・人員配置等に関する項目」について

病棟ごとに各報告項目についてご回答ください。

項目例	調査対象時点
許可病床数	令和２年７月１日時点
稼働病床数	令和元年７月１日～令和２年６月30日の１年間
算定する入院基本料・特定入院料	令和２年７月１日時点
看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数等	〃
主とする診療科	〃
新規入棟患者数、在棟患者延べ数、退棟患者数等	令和元年７月１日～令和２年６月30日の１年間
入棟前の場所別の新規入棟患者数、退棟先の場所別の退棟患者数等	〃

なお、有床診療所の報告項目は、「許可病床数」、「稼働病床数」、「人員配置」、「入院患者数」、「主とする診療科」等の一定の項目に限り必須となり、それ以外の項目については任意項目となります。

4．具体的な事務手続

4－1．報告様式等の入手

1） 調査専用サイト上で直接入力する場合（推奨）

今年度より、調査専用サイト上のWEBフォームより直接入力することが可能です。調査専用サイトのURLは依頼状に記載されています。また、下記の厚生労働省ホームページ上のリンクからもアクセスすることが可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html

（厚生労働省ホームページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞医療＞病床機能報告）

① 「政策について」をクリックし、「分野別の政策一覧」をクリックしてください。

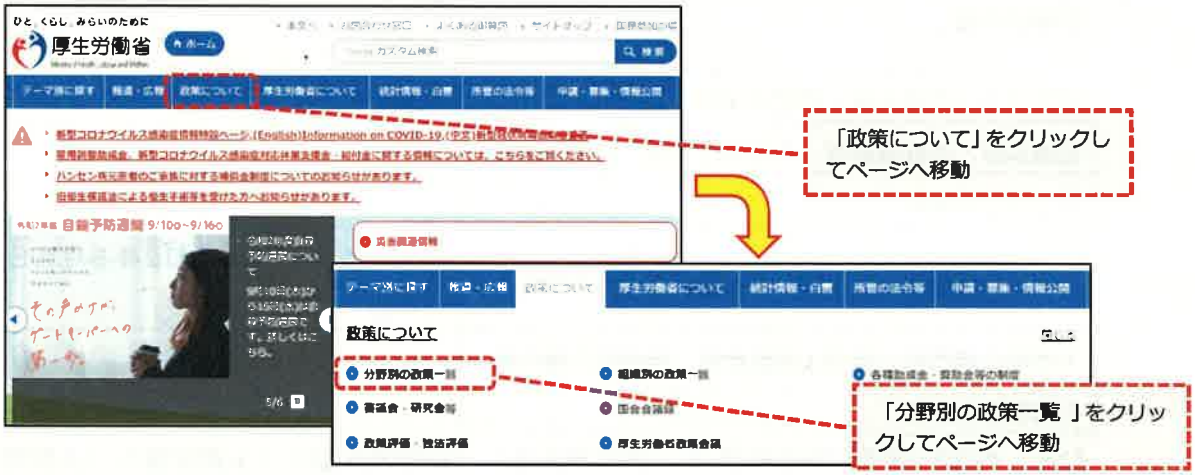

② 「医療」をクリックしてください。

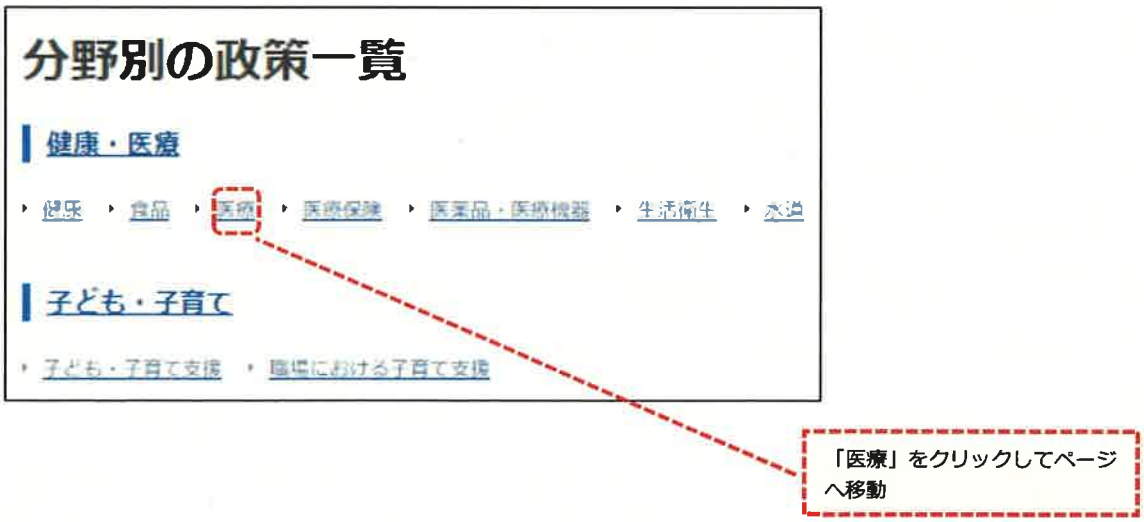

⑤　ページ中部の「施策情報」から「病床機能報告制度」をクリックしてください。

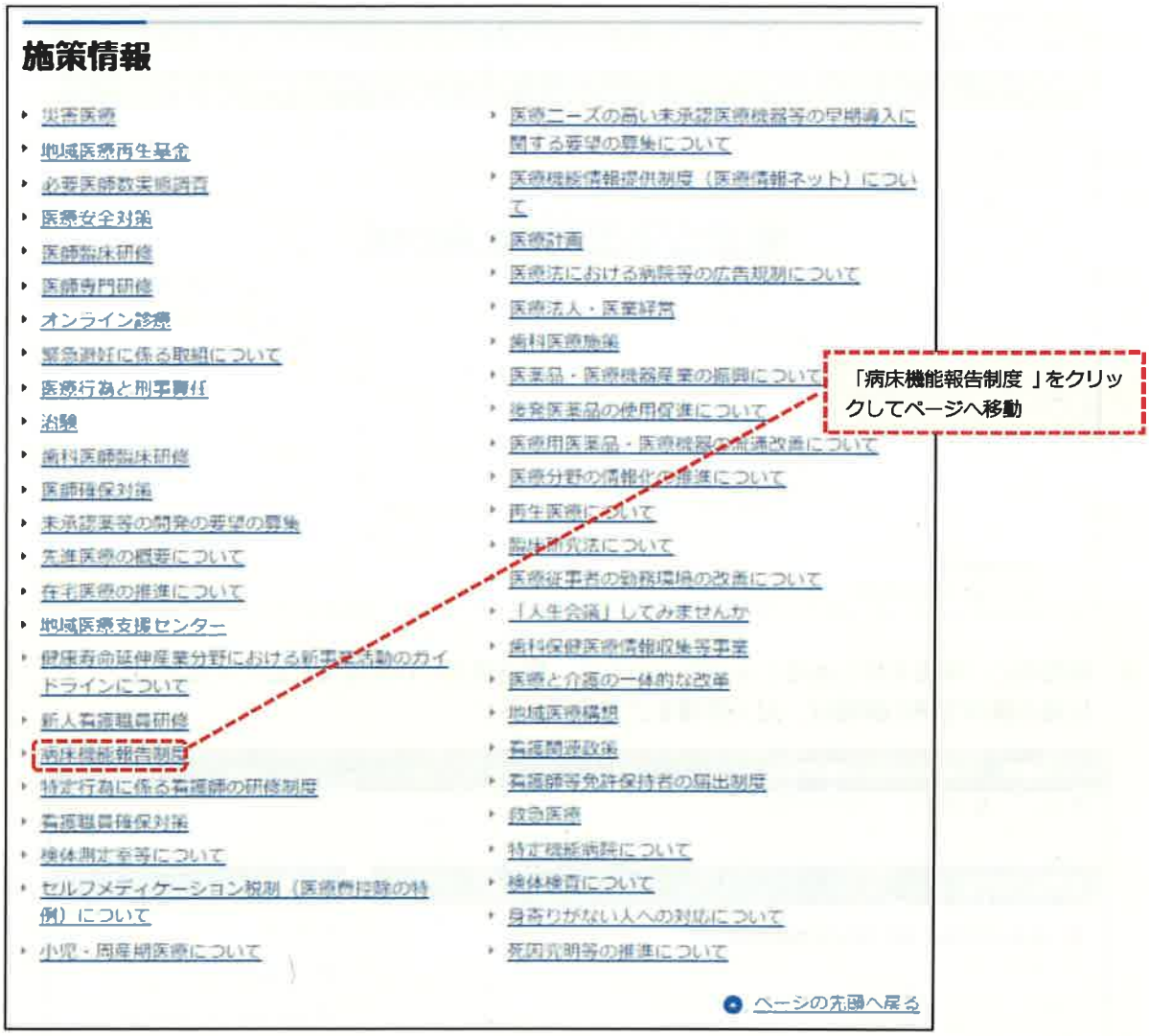

⑥　「病床機能報告」ページ中部の「調査専用サイト」URL をクリックし、調査専用サイトにアクセスしてください。

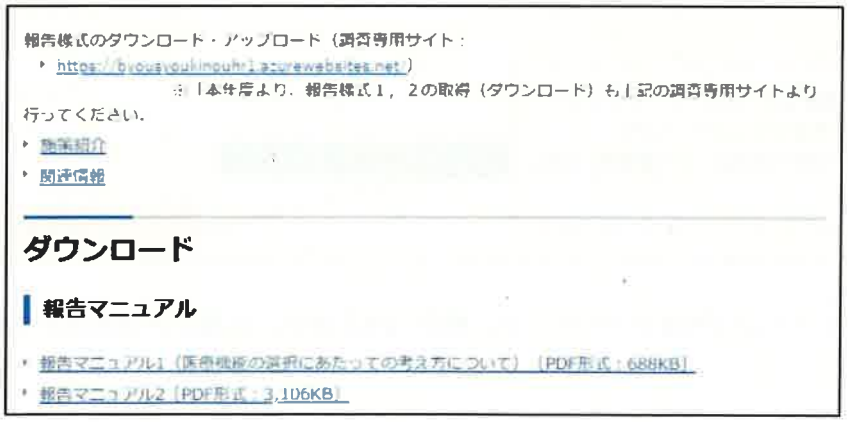

⑤ 遷移先の調査専用サイトにログインしてください。

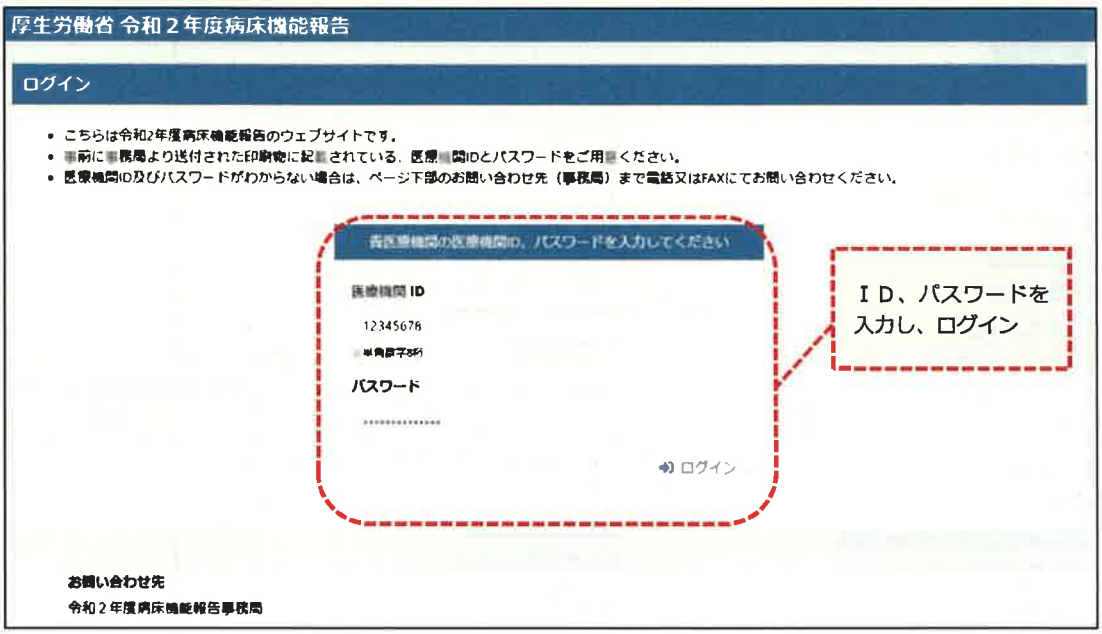

⑥ 画面右の「報告をはじめる」をクリックして、報告様式の作成をはじめてください。
以降の操作手順の詳細は、記入要領をご確認ください

※画面イメージは開発中のものです。実際の調査画面とは異なる場合があります。

2） 紙媒体を希望する場合

今年度より、病床機能報告は原則、調査専用サイト上の WEB フォームを用いてご報告いただきます。ただし、インターネット環境が整っていないため WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、事務局から紙媒体報告様式を郵送いたします。

紙媒体報告様式の郵送を希望される場合には、**「紙媒体希望申告書」の所定項目にご記入**のうえ、郵送または FAX にて紙媒体入手希望受付窓口へご連絡ください（電話不可）。

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の報告様式発送は、10 月 2 日（金）以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに 5～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

4－2．報告様式の記入・不備の確認

WEB フォームを用いて入力いただく際、不適切な入力内容や報告内容の不整合を機械的に判定し、必要に応じて警告が表示されます。内容を確認したうえで、報告内容に不備がないことをご確認ください。

4－3．報告様式の提出

1） 調査専用サイト上で入力いただいた場合

入力を行った調査専用サイト上にて、そのまま提出いただけます。

なお、調査専用サイトにおけるセキュリティ対策については次のとおりです。

- ◆ 事前に配付された医療機関ＩＤ及びパスワードによるユーザ認証を行い、調査専用サイトへの不特定者からのアクセスを制限します。
- ◆ 病床機能報告様式データの流出リスクに対しては、医療機関とのインターネット経由のデータ送受信を政府推奨暗号化アルゴリズムのＳＳＬ通信で暗号化することにより防御します。
- ◆ 調査専用サイト環境において適切な負荷分散などを行い、アクセス集中による障害・遅延を回避します。
- ◆ 障害などによる調査専用サイト上のコンテンツやデータの消失リスクに対しては、バックアップ及び遠隔地保管の措置を講じます。

2） 紙の様式を郵送する方法

インターネット環境が整っていない等の理由によりWEBフォームを用いて報告できない医療機関は、11ページの４－１　2）の方法で紙媒体を入手し、報告内容をご記入の上、**紙媒体送付時に同封されている返信用封筒を使用しご送付**ください。提出いただく**紙媒体の写しは、令和３年３月末まで各医療機関にて保管**いただきますようお願いいたします。

なお、**FAXによる報告様式のご提出は受け付けておりません。**

【送付先】

〒103-8790 東京都中央区日本橋3丁目13番5号KDX日本橋313ビル5階SRC内

厚生労働省「令和２年度 病床機能報告」事務局

※返信用封筒に印字されています

5．疑義照会窓口

病床機能報告の報告作業におけるご不明点に関する疑義照会窓口は、下記のとおりです。疑義照会内容を正確に把握するため、**電話またはFAX**にてお問い合わせください。FAXでのお問い合わせに当たっては、医療機関ＩＤ※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、各報告様式の記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、それでもなお不明な点がある場合にお問い合わせください。また、病床機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答ができません。あらかじめご了承ください。

※　医療機関ＩＤは送付状に記載されています。

厚生労働省 「令和２年度病床機能報告」事務局

（委託先：株式会社三菱総合研究所）

疑義照会窓口

電話（フリーコール）０１２０－９８９－４５９［平日9:30～17:30受付］

FAX　０３－６８２６－５０６０　［24時間受付］

※　FAXでのお問い合わせに当たっては、医療機関ＩＤ、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載のうえ、お問い合わせください。

以上

令和２年度　病床機能報告 「報告対象外医療機関」 申告書

※本申告書は、令和２年度の報告が「対象外」となる医療機関のみご提出ください。　　FAX：03-6826-5060

○貴院名			
○ＩＤ（報告ﾏﾆｭｱﾙ送付状に記載の８桁コード）			
○医療機関住所		〒　　－	
○回答者	ふりがな		
	氏　名		
	部署名		
	連絡先	電話番号	市外局番　　-　　-
		FAX番号	市外局番　　-　　-
		e-mail	@

１．貴院の【令和2年7月1日時点】における病院・有床診療所の種別、一般病床あるいは療養病床の許可病床の有無、一般病床あるいは療養病床の許可病床がある場合の【休院・廃院】あるいは【全許可病床を返還（無床診療所へ移行）】の実施（予定）についてご記入ください。

①病院・有床診療所の種別	1.病院　2.有床診療所	該当番号⇒(1)	
②一般病床または療養病床の許可病床の有無	1.有り　2.無し	該当番号⇒(2)	
→③【上記②の許可病床が「１．有り」の場合】施設全体の一般病床、療養病床それぞれの許可病床数をご記入ください。	許可病床数（一般病床）	該当番号⇒(3)	床
	許可病床数（療養病床）	該当番号⇒(4)	床
→④【上記②の許可病床が「１．有り」の場合】令和2年度中に【休院・廃院】あるいは【全許可病床返還（無床診療所への移行）】する場合は、選択肢と実施（予定）年月をご記入ください。**※入院の取り扱いがない「休床」とは異なります。**	1.休院・廃院済又は予定　2.全許可病床を返還済み又は予定		
	3.休院・廃院、全許可病床の返還の実施（予定）なし	該当番号⇒(5)	
	実施（予定）がある場合の実施（予定）年月	令和　　年　　月	

２．令和2年度病床機能報告で報告対象外となる以下の医療機関に該当するか否かについて、ご記入ください。

１．刑事施設等や入国収容所等の中に設けられた医療機関
２．皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）
３．特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でない医療機関
４．一般開放されていない病床のみの自衛隊病院等
５．自衛隊医務室
６．上記のいずれにも該当しない　　該当番号⇒(6)

◎上記の回答が以下のいずれかに該当する場合、令和２年度病床機能報告は**「報告対象外」**です。

・１．－②が「２．無し」の場合
・１．－④で（令和２年度中に）「１．休院・廃院済又は予定」または「２．全許可病床を返還済み又は予定」の場合
・２．報告対象外となる「１」～「５」のいずれかに該当する場合

※「休床」でも許可病床を返還していない場合、本報告の「対象」となります。
※「報告対象」の医療機関は、本申告書の提出は不要です。

《設問は以上になります。ご回答、誠にありがとうございました。》

令和２年度病床機能報告
「報告対象外医療機関」申告書　記入要領

1 「報告対象外医療機関」申告書の概要

（１）「報告対象外医療機関」申告書の目的

この「報告対象外医療機関」申告書は、令和２年10月からの令和２年度病床機能報告において報告対象外医療機関である場合にご提出いただくものです。「報告対象外医療機関」申告書の所定項目にご記入のうえ、11月30日（月）まで（必着）に事務局あてにご提出ください。

「報告対象外医療機関」申告書の提出が必要な場合
○　令和２年度病床機能報告の実施依頼があった医療機関のうち、報告対象外医療機関である場合

（２）「報告対象外医療機関」申告書の提出方法

「報告対象外医療機関」申告書のご提出は、以下の方法により行うことが可能です。
（**「報告対象」の医療機関は、ご提出は不要です。**）

「報告対象外医療機関」申告書の提出方法について
同封の「報告対象外医療機関申告書」または調査専用サイトからダウンロードしたExcelファイルへ記入し、Excelファイルの場合にはお手元でご印刷いただいた上で、同封の返信用封筒にて郵送またはFAXにて提出

（３）疑義照会窓口

「報告対象外医療機関」申告書に関してご不明点がある場合には、下記の疑義照会窓口までお問い合わせください。

「令和２年度病床機能報告」事務局　疑義照会窓口（委託先：株式会社三菱総合研究所）
電話（フリーコール）０１２０－９８９－４５９［平日9:30～17:30受付］ FAX番号：０３－６８２６－５０６０［24時間受付］ ※番号のお間違えには十分ご注意ください。

2 記入の手引き

■　貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関ＩＤ、医療機関住所、本報告のご担当者、施設種別、許可病床の有無等について、施設管理者および事務部門の担当者がご記入ください。

◎貴院名	貴院の医療機関名称をご記入ください。
◎ＩＤ（報告マニュアル送付状に記載の８桁のコード）	本書と同時に送付した報告マニュアル送付状のうち、貴院の住所が印字されている用紙に記載されている医療機関ＩＤ（数字８桁）をご確認のうえ、ご記入ください。

裏面もご確認ください⇒

◎医療機関住所	貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。
◎回答者	報告内容についてお問合せする場合がありますので、ご担当者の氏名および部署名、電話番号、ＦＡＸ番号、e-mailアドレスについてご記入ください。
１．病院・有床診療所の種別	令和２年7月1日時点における貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。
① 病院・有床診療所の種別	令和２年７月１日時点における、貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。
② 一般病床または療養病床の許可病床の有無	令和２年７月１日時点における、貴院の一般病床または療養病床の許可病床の有無をご記入ください。 許可病床とは、令和２年７月１日時点で、医療法第７条第１項から第３項にもとづいて開設許可を受けている病床をいいます。基準病床数制度で特例とされている特定の病床等も含めて有無をご判断ください。また、一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の病床、医療保険の対象でない公費負担医療、労災保険制度や労働福祉事業としての医療、自賠責、治験、人間ドック、母体保護法、その他の自由診療等での入院者、介護保険の対象である介護療養病床における医療等を行う病床についても、「有り」としてご回答ください。
③ 許可病床数	【上記②の許可病床が「１．有り」の場合】 令和２年７月１日時点における、貴院の一般病床、療養病床それぞれの許可病床数をご記入ください。
④ 令和２年度中に休院・廃院・全許可病床を返還する予定	【上記②の許可病床が「１．有り」の場合】 休院・廃院済みである、又は全許可病床を返還（無床診療所へ移行）済みである、もしくは令和２年度中に休院・廃院、または全許可病床を返還予定である場合には、該当番号を選択の上、実施年月または予定年月をご記入ください。 ※「休院」は、入院の取扱いがない「休床」とは異なります。
２．報告対象外となる医療機関	令和２年度病床機能報告において、報告対象外となる「１」～「５」のいずれかに該当する医療機関である場合、当てはまる選択肢をご回答ください。いずれにも該当しない場合（報告対象の医療機関である場合）は「６．上記のいずれも該当しない」を選択してください。 なお、「３」について、特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないものについては、地域における病床の機能分化・連携の推進の対象とはならないものであるため、病床機能報告を省略しても差し支えないこととされています。 また、自衛隊病院等であっても、一般開放している場合は報告対象となります。
◎病床機能報告の報告対象判定（Excelでご回答の場合）	Excelファイルの「報告対象外医療機関」申告書でご回答の場合は、上記の１および２のご回答結果をもとに、「病床機能報告の報告対象判定」の欄に「報告対象」または「報告対象外」のいずれかが表示されます。 【報告対象外となる場合】（以下のいずれか） ・１．－②が「２．無し」の場合 ・１．－④で令和2年度中に「１．休院・廃院済又は予定」または「２．全許可病床を返還済み又は予定」の場合 ・２．報告対象外となる「１」～「５」のいずれかに該当する場合

FAX：03－6826－5060

令和2年度　病床機能報告　紙媒体希望申告書

◆報告様式の紙媒体を希望される医療機関は、以下の項目をご記入いただき、郵送もしくはFAXで申請をしてください。
事務局より紙媒体の報告様式をお送りいたします。
◆この用紙は報告様式ではありません。

◎貴院名						
◎医療機関ID （送付状に記載の８桁コード）						
◎医療機関住所		〒		－		
◎回答者	ふりがな					
	氏　名					
	部署名					
	連絡先	電話番号	市外局番	-	-	

◎ 病院・有床診療所の種別	1．病院　2．有床診療所　該当番号 ⇒ (1)		病院の場合、 報告対象病棟数 （※有床診療所は記載不要）		病　棟

令和２年度病床機能報告
紙媒体入手希望申告書　記入要領

1 紙媒体入手希望申告書の概要

（１）紙媒体入手希望申告書の目的

病床機能報告は、原則、調査専用サイト上の WEB フォームを用いてご報告いただくこととなりました。ただし、インターネット環境が整っていないため WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、事務局から紙媒体報告様式を郵送いたします。ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の報告様式発送は、ご希望の受付から発送までに５～10 営業日程度の期間を頂戴する場合があります。あらかじめご了承ください。

（２）紙媒体入手希望申告書の提出方法

紙媒体入手希望申告書へ記入し、同封の返信用封筒にて郵送または FAX にて（３）の窓口へご提出ください。

（３）疑義照会窓口

紙媒体入手希望申告書に関してご不明点がある場合には、下記の疑義照会窓口までお問い合わせください。

「令和２年度病床機能報告」事務局疑義照会窓口（委託先：株式会社三菱総合研究所）
電話（フリーコール）０１２０－９８９－４５９［平日 9:30～17:30 受付］ FAX 番号：０３－６８２６－５０６０［24 時間受付］ ※番号のお間違えには十分ご注意ください。

裏面もご確認ください⇒

2 記入の手引き

■　貴院の医療機関名称や、事前に送付する案内文書に記載されている医療機関ＩＤ、医療機関住所、本報告のご担当者、病院・有床診療所の種別について、施設管理者および事務部門のご担当者がご記入ください。

◎貴院名	貴院の医療機関名称をご記入ください。
◎ＩＤ（報告マニュアル送付状に記載の８桁のコード）	本書と同時に送付した報告マニュアル送付状のうち、貴院の住所が印字されている用紙に記載されている医療機関ＩＤ（数字８桁）をご確認のうえ、ご記入ください。
◎医療機関住所	貴院の郵便番号、所在地をご記入ください。
◎回答者	報告様式をお受取りいただくご担当者の氏名および部署名、電話番号についてご記入ください。入手希望申告書に記載の内容についてお問合せをする場合があります。
◎病院・有床診療所の種別	令和２年7月1日時点における貴院の病院・有床診療所（診療所・歯科診療所）の種別をご記入ください。 また、施設種別が【病院】の場合は、事務局から送付する病棟票の部数をお知らせいただく必要があるため、報告対象となる一般病床または療養病床を有する病棟数をあわせてご記入ください。 ※病床機能報告では、病院の各病棟における看護体制の１単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料４、地域包括ケア入院医療管理料１から4を算定する場合は除きます。）を算定する治療室・病室については、当該施設基準の要件を満たす体制の１単位をもって病棟として取り扱います。また、休棟中の病棟であっても許可病床として一般病床・療養病床を有する場合は、「病棟票」の作成が必要です。